

東京みらい農業協同組合 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京みらい農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

付則 この方針は、平成31年4月1日から実施する

以 上

暴力団排除条項の導入に伴う各種貯金規定の改定等について

JA 東京みらいは、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、平成 23 年 3 月 1 日より普通貯金規定をはじめとする各種貯金規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新规定の適用を開始することとしました。

暴力団排除条項とは、貯金者（またはこれから貯金取引を開始しようとする者）等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。

規定改定後は、各種貯金の新規取引申込時に、お客さまが反社会的勢力ではないことの表明・確約をお願いします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 暴力団排除条項を導入する各種貯金規定

- 当座勘定規定（一般当座用）
- 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- 総合口座取引規定
- 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- 普通貯金規定
- 普通貯金無利息型（決済用）規定
- 貯蓄貯金規定
- 納税準備貯金規定
- 期日指定定期貯金規定
- 自由金利型定期貯金（M型）（スーパー定期）規定
- 自由金利型定期貯金（大口定期貯金）規定
- 変動金利定期貯金規定
- 通知貯金規定
- 譲渡性貯金規定
- 据置定期貯金
- 年金貯金
- 積立式定期貯金規定
- 定期積金規定
- 財形年金貯金規定
- 財形住宅貯金規定
- 一般財形貯金規定

2. 導入する暴力団排除条項の内容

この貯金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

1. 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
2. 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
3. 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

詳細内容につきましては、窓口へお尋ねください。